

『消費者契約法（3）』

今回は不退去、退去妨害による契約について説明します。

消費者契約法第4条3項は、事業者が消費者契約の締結について勧誘するに際し、不退去、退去妨害により消費者が困惑して契約させられた場合、消費者はその契約を取り消すことができるとしています。この契約ができるまでは、事業者に強迫と呼べるほどの強い威迫行為がなければ、契約の取消ができなかったのですが、不退去、退去妨害にあたる行為があれば容易に契約の取消ができるようになりました。業者からのいろいろな商品の売り込みが多い今日、利用できることが多い法律ですので、今回紹介します。

1. 不退去

セールスマンが自宅や仕事場に来て、商品の購入を勧誘するケースです。消費者がセールスマンに退去してほしい旨言ったにもかかわらず、居座られ困惑して契約させられた場合、消費者はこの契約を取り消すことができます。退去の求め方は「帰って下さい」と明確に話す場合だけでなく「お断りします」「時間がありません」という言い方でも良いですし、さらに身振り手振りで退去を求めることもこれにあたります。この場合セールスマンが居座った時間の長短は問いません。

この契約の成立により、訪問販売で居座るセールスマンは減ると思いますが、悪質な業者は後を絶たないので注意が必要です。

2. 退去妨害

セールスマンから自宅や自分の職場以外の場所で勧誘されたようなケースです。業者の事務所が多いと思いますが、それ以外の場所—喫茶店、ホテルのロビーなど、路上での勧誘の場合がこれにあたります。セールスマンから勧誘され、消費者が「帰ります」などと言って退去する意思を示したにもかかわらず帰らせてもらえず困惑して契約させられた場合、消費者は契約を取り消すことができます。この場合も「時間がありませんので」「別に用事があります」「お断りします」などの言い方でもよいですし、身振り手振りによる場合でも退去の意思を示したことになります。この場合、監禁といえるほどの状態である必要はありませんし、拘束時間の長短は問いません。

この契約の取消は通常6ヶ月以内にする必要があります。業者に通知した証拠を残すため内容証明郵便により通知するのがよいでしょう。